

別海町議会会議録

第2号（平成24年12月19日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 9番 瀧川 榮子 議員
- ② 15番 中村 忠士 議員
- ③ 1番 木嶋 悦寛 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 9番 瀧川 榮子 議員
- ② 15番 中村 忠士 議員
- ③ 1番 木嶋 悦寛 議員

○出席議員（16名）

1番 木嶋 悦寛	2番 松 壽孝雄
3番 森本 一夫	4番 今西 和雄
5番 西原 浩	6番 沓澤 昌廣
7番 小林 敏之	8番 安部 政博
9番 瀧川 榮子	10番 山田 信
12番 松原 政勝	13番 戸田 博義
14番 戸田 憲悦	15番 中村 忠士
16番 佐藤 初雄	議長 18番 渡邊 政吉

○欠席議員（2名）

11番 丹羽 勝夫	副議長 17番 安田 輝男
-----------	---------------

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 山 口 長 伸	代 表 監 査 委 員 鈴 木 英 世
監 査 委 員 下 川 原 洋	総 務 部 長 竹 中 仁
福 祉 部 長 佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
教 育 部 長 大 島 登	監 査 委 員 事 務 局 長 上 月 昭 彦
農 委 事 務 局 長 森 本 哲 男	病 院 事 務 長 真 籠 毅

会計管理者 半田雅代
福祉部次長 佐藤英敏
産業振興部次長 竹内伸康
教育部次長 藤原繁光
総合政策課長 浦山吉人
総務課参事 佐藤則夫
町民課長 半田三喜男
特養建設準備室長 田保圭乙
特養施設長 村井勉
事業課長 千葉悦男
学務課長 藤原繁光

総務部次長 宮部正好
福祉部次長 田保圭乙
建設水道部次長 永野寛昭
総務課長 宮部正好
財政課長 河嶋田鶴枝
税務課長 宮越正人
福祉課長 佐藤英敏
保健課長 佐々木勉
商工観光課長 大槻祐二
上下水道課長 永野寛昭

○議会事務局出席職員

事務局長 土井一典 主 幹 山田一志

○会議録署名職員

14番 戸田憲悦

15番 中村忠士

16番 佐藤初雄

◎開議宣告

- 議長（渡邊政吉君） おはようございます。
少し時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。
ただいまから、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、11番丹羽議員、17番安田議員でございます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。
14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
まず初めに、9番瀧川榮子議員、それでは質問者席にお着きを願います。
なお、質問は一問一答方式でございます。
- 9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。
まず1点目として、郊楽苑問題についてです。
9月議会において、郊楽苑関連予算4,520万円余が補正予算として組まれました。
執行状況についてお聞きします。
まず、電気代約600万円、法定点検保守点検費用880万円、建設設備改修・補修費用2,370万円については、領収書等証明される書類とつき合わせて支払うことになっていましたが、そのことは漏れなく行われたでしょうか。請求書、納品書、領収書など、証拠書類のすべてについて確認が行われたかどうかお聞きします。
- 議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。
- 産業振興部長（有田博喜君） それでは、瀧川議員の御質問にお答えいたします。
請求書、納品書、領収書など、証拠書類のすべてについて確認が行われたかどうかという御質問だと思いますが、9月補正の負担金における各種支払いにつきましても、すべてについて株式会社郊楽苑からの請求書と同時に、各支払い先や金額のわかる請求書、領収書と、これらのコピーをいただきまして、これらの確認をして支出をしております。
以上です。
- 議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。
- 9番（瀧川榮子君） 9月議会と今度の12月議会では、結構大きい減額が見られています。保守点検費用は大きな減額があります。126万7,935円ですけれども、この理由についてお知らせください。
- 議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。
- 産業振興部長（有田博喜君） 御質問にお答えいたします。

支払いの内訳につきまして御説明申し上げます。

電気料の予算額620万円に対しまして、2回に分けて支払っております。9月28日に569万7,313円、それと10月26日に21万6,143円。続いて法定点検等につきましては、予算額883万6,000円に対しまして、これも2回に分けて支出しております。9月28日に723万1,785円、それと10月26日に33万6,280円。それと建物設備改修・補修費用につきましては、予算額2,378万6,000円に対しまして、これは一括で10月26日に2,378万4,648円を支払っております。これらを合計しますと、郊楽苑に対する支払い総額、予算額に対しまして執行額、残額が155万831円という形になっております。

なお、電気料等につきましては、10月以降、郊楽苑に支払うそれ以降につきましては、別に町が支払うということで予算づけをしているところでございます。

なお、この155万円につきましては、残額が出ましたところは、予算額に不足額が出てきますと支払いができませんので、若干の見込みを入れながら予算を組んだということで、155万円ほどが不用額として残ったという形でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そうしますと、この保守点検費用の大きな減額126万7,000円ほどというのは、この見込み額であったものの残ということでよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 瀧川議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、9月補正の段階では、いろいろと御指摘を受けましたが、領収書、請求書等の確認をして予算計上したのかということにおいては、予算計上の段階では、支出証拠書類等の確認をしないで、郊楽苑の言っている額に依拠してとかということで予算計上をしたとあって、不確定要素が結構ありました。予算額に不足が生じてはいけないということもありまして、不確定要素については、予算計上させていただいたということでございます。

部長から回答があったとおり、領収書、請求書等の確認をした段階で、この金額になったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 次です。エレベーターの保守点検では、毎月ごとの領収書が確認されたかどうかということについてお聞きしたいと思います。

常任委員会に出された資料では、毎月ごとの領収書というのは3カ月分だけで、あとは21年10月から22年12月までで15カ月分、それと23年1月から24年7月分として19カ月分ということで、まとめて金額が計上されているのですけれども、これはまとめて領収書が切られたのか、それとも毎月ごとに領収書があるけれども、まとめて計上したのか、その辺のところはどうなっていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

エレベーターにつきましては、領収書、請求書の提出を株式会社郊楽苑に求めたところ、領収書が必要だということで1年分とかまとめたエレベーターの領収書ということに

なっただございましたが、郊楽苑さんのほうでは、毎月支払いにつきましては、口座引き落としということになってございまして、口座引き落としの場合は、領収書等がないということでございます。

常任委員会で御指摘を受けまして、1年分の領収書では不足ではないだろうか、毎月の支払いの確認をしないといけないのではないだろうかという御指摘を受けましたので、郊楽苑さんから2カ月、年度がちょっと離れている2カ月分についての日計表、要するに口座引き落としのコピーをいただきまして、それによって月に支払いしているという確認をいたしました。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） エレベーターでは、人命にかかわる乗り物であるということから、1年に1回は必ず法定点検をなささいということになっているのですけれども、その領収書の中から、法定点検がいつ行われたかということを確認できてはいますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 領収書から確認ができるかと言われますと、確認はできませんが、契約書等のコピーをいただきましたので、それはエレベーターにつきましては毎月点検になってございます。ですから、毎月点検しているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） しつこいようですけれども、そうしますと毎月のその点検費用の中に、年1回の法定点検費用が入り込んでいるという確認でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） エレベーターにつきましては、先ほども言ったかと思うのですが、毎月支払いをしております。毎月点検の毎月支払いです。ただし、領収書等の請求を株式会社郊楽苑さんに求めたところ、毎月の領収書というものがないので、1年分まとめた領収書をエレベーターの点検業者からいただいたということでありまして、支払いも毎月しておりますし、点検も毎月しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） その支払いの毎月というのはわかりましたけれども、その法定点検というのが、どのような時期に、何月にどういう形で行われているかというのがちょっと見えてこないのですけれども、その毎月の払っている中で、1年に1回法定点検を行っている費用が入っているということ。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員に申し上げます。課長からは、毎月点検で毎月支払っているというふうに答弁がありました。

○9番（瀧川榮子君） 毎月点検はあると思うのですけれども、法定点検というのは1年に1回必ずしなさいということであるということ認識しているのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） では、法定点検について、毎月あるのか、1年に1回なのか、その辺をちょっと御答弁いただきます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 済みません。今、契約書の内容等を確認したいと思いますので、後ほど御回答したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） それでは、瀧川議員、質問を続けてください。

○9番（瀧川榮子君） この請求書、電気代が9月の議会では、21年8月から24年9月で38カ月分請求として上がってきています。そして12月議会では、21年の9月から24年の9月まで、37カ月分として上がってきているのですけれども、これは郊楽苑のほうから領収書が来なかったから支払わなかったのか、それともこの数字のちょっと整合性がないのですけれども、9月議会では38カ月分の資料が出ました。12月議会では37カ月分の資料です。そのことについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 瀧川議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、9月の補正の段階では、9月分というのものまでというのは、電気代は10月1日に検針とか、次の月の1日検針なものですから、当初の予算の中では9月に、10月1日の請求の電気料まで含んで予算計上したという経過でございます。でも実際には、ことしの9月1日に検針した分だけを郊楽苑さんに払ったということで、1カ月分不用額が出ているというのも、これが原因でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ことしまちづくり懇談会というのが行われて、郊楽苑に関して、住民の方から説明をきちんとしたと理解されるのではないかと、町民が疑心暗鬼にならないよう行政運営をしてほしいという話の中で、答えとして、皆さんの税金を無駄に使うことは絶対に慎まなければならないというふうに町側は答弁しています。多分しっかりと精査が進んでいて、あの金額がぐっとおりにいるのかなと思うのですけれども、ぜひこの精査をしっかりと、支払いをしていただきたいと思います。

二つ目ですね。郊楽苑の二つ目です。建物・設備、改修・補修については2,370万円が支払われたということですが、カーペット、クロスの張りかえを初め、さまざまな改修・補修が行われています。これらについては、事前に町の承諾を得て行われたのでしょうか、それとも承諾なしに株式会社郊楽苑側の判断で行われたのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 瀧川議員の今の御質問にお答えしたいと思います。

建物・設備の改修・補修について、事前に町の承諾を得て行われたかどうかという御質問でございますが、屋根の補修やじゅうたん等の張りかえ、音響設備の修繕などは、事前に報告が来ております。町として承諾をして行っております。このほかのボイラー、電気設備等の改修につきましては、改修工事報告書として報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 課長、具体的にカーペット、クロスの張りかえはどうかと聞かれています。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 失礼いたしました。カーペット、クロスにつきましては事前に報告が来ており、町として承諾をして行っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町として承諾している部分もあるし、承諾していなくて、後で報告書が提出されたというものもあるということなのですけれども、契約上の第10条使用上の制限の中で、きのうも議会の中で質問であったのですけれども、「乙は、使用物件の原状変更その他の行為をしようとするときは、事前の書面をもって甲の承諾を得なければならない。この場合、甲は、その諾否を乙に対し書面をもって通知するものとする。」ということなのですけれども、あるところでは承諾を受けたと、あるところでは承諾を受けてないということは、認識はしていなかったということではないと思うのですけれども、これは認識していなかったのに、承諾を受けずに工事をしたということになると思うのですけれども、それは契約違反ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

この今回の措置の前提について、既に皆様にはお知らせをしてきたことと思います。そのことにつきましては、いわゆる貸し手責任、賃貸借契約の中で貸し手責任について、この契約書自体に不備があったということで、そのことについては懇談会を初め、また、議員の皆さんに対しましても、我々のその時点での配慮の足りなさであったということでありまして、その点につきましては、おわびを申し上げたところであります。

そして、本来であれば、貸し手側としては営業を再開できるような形で、まず補修、必要ところは最低限の補修をして、そして借り手側に賃貸としてお貸しをする、それが本来の姿であると思いますが、この契約上、そういうことにはなっていないということで、できなかったということが、今回のまさに発端でありますし、そういうところから今回の措置をしたというところであります。その前提を、ぜひ御理解をいただきたい。そういう中で、今後これを正常な形にして、そして今後とも運営を効率的にやっていただく、そして存続していく、そういうことを大きな念頭に置いて、今回の措置をしたということですので、その点について、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 貸し手責任ということについては、22年2月12日の臨時議会のときにも、かなりさまざまなことが話し合われていました。貸し手責任があるのだということ、議員も了解している部分がありますし、町側も了解しています。それは確かにそうなのですけれども、今この言っている、質問していることは、この契約の中に、もう既に記入されていることが履行されていなかったのではないかということなのですね。記入していないけれども、本当はしなければならなかったというのではなくて、もう契約書の中に書いていることが履行されていなかったということについて、問題があるのではないかということ指摘しています。いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいま答弁したとおりでございますが、いずれにしましても、この施設については18年経過をして、今そういう形で運営を変えたところであります。したがってその間大規模なといいますか、必要最低限のいろいろな改修でありますとか、補修でありますとかということが、ほとんどなされてこなかった。極めて老朽化していたということが現状であります。そういう中で、経営者に賃貸としてお貸しをしたということでもあります。

そして、この施設については、いわゆる配管でなくて、すべてのいろいろなところがな

かなか、全体的にどこが老朽化して、どこを直さなければならないかということに対しての調査、これも施設自体がそういう調べるに当たっても、なかなか障害のあるような施設でございました。そういう中で、いろいろ実際にその辺、この営業を再開するに当たって、どのような補修が必要かということについて、借り受けた方がいろいろ調べていったところの経過において、いろいろなところが出てきたということで、そしてなるべく早い段階に我々としても営業を再開してほしいといういろいろな思いもありまして、そういう中で十分にそこら辺の精査が、我々と郊楽苑側でできなかったというのも多少あるかもしれません。いずれにいたしましても、その契約上そういうことになっておりますので、それが大きな今回のこういう措置をしたという原因であります。そのこともあって、そういうことがなかなかその時点ではできなかったということでもありますので、ぜひその辺は御理解をいただきたい、そのように思っているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町の交流センターとしての役割を果たしています郊楽苑なのですが、町の活性化のためにも活用されるべきではないかと思えます。町の交流施設という観点からも、町の活性化という観点からも、町内でできる仕事は、町内の業者を利用するというのが基本ではないかと考えますがいかがでしょうか。これは関連してです。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えをしたいと。内容がちょっと不明なのですが、町内の業者ということが今御質問でございました。その郊楽苑を運営に対する町内の業者にやってもらったほうがいいのかという御意見なのか、それとも今までの御指摘のいろいろな補修でありますとか備品含めてそれを町内の業者、どちらの意味なのかちょっと判断できませんので。

○9番（瀧川榮子君） 関連してですね。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと待ってください。瀧川議員に申し上げます。なるべく通告書に沿った質問をするようにお願いをいたします。

それでは、瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 建設・設備の改修ということで、休憩室とかカーペットとか、さまざまなことがかなりの金額で支出されています。これが調べましたら、どうも町の業者さんが使われていない可能性もかなり高いのではないかとということで、町内の業者にできる仕事、改修・補修工事の中で町内業者を利用するのが基本になるのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長。

○町長（水沼 猛君） 通告ではないかと思いますが、お答えを申し上げたいと思いません。

もちろんそういうことは、なるべくであれば、町内の業者にできることであれば使ってほしい、当然そうであります。しかしながら、今回借り手の株式会社郊楽苑についてはまさに民間の、株式会社ですから民間の方であります。したがって、まさに先ほども言いましたように、契約上からいっても、やっぱり自分で、自分の資金を調達して、それで改修していくということの、今先ほどの契約書でもそういうことが課される契約書にもなっておりますので、なるべく安くて、そしていいものという、そういう効率性といいますか、やはり経営上を考えても、そういうことを求めることも、これはあるかもしれません。そういう意味で、今後そういうことについては、なるべく町内でできるものについて

は、町内の業者を使っていたいただきたいということは、今後ともお願いをしたいと思いますが、あの時点においては、そういう資金的余裕もない、なかなか厳しい状況の中でのスタートでありましたので、多分そういうことをとらざるを得なかった、そのように我々は理解しております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） できるだけ安い仕事をということで、努力されているということはわかるのですが、普通であれば幾つかの見積もりをとって業者を決定するという必要があると思いますので、今後ともそういう見積もりなどもきちんとできているのかというようなこと、しっかりと町としても見ていただければと思います。

三つ目です。補正予算の中には、10月以降6カ月分の法定点検の電気料141万円、法定点検・保守点検費用162万円が入っています。過去37カ月の費用から割り出すと、電気料については96万円、法定点検・保守点検費用については144万円ほどであり、いずれもこれを上回る予算となっています。これについての理由、今までの金額よりも高くなっていることについての理由、また、町はこれから支払いについての確認をどのような形で行う予定か、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

10月以降の電気料、法定点検・保守点検費用について、瀧川議員が計算された額より上回ったのはなぜか、また、10月以降の電気料、法定点検等の支払いをどのような形で行う予定かという御質問でございますが、9月予算計上時点で電気料や保守契約が今後どうなるのかという不確定要素があったため、予算不足の生じないように予算措置をしたためですので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、電気料につきましては10月分、これは10月1日のメーター検針分からですが、9月補正後、北電に請求先を別海町に変えていただく手続をもう既に行っております。既に10月分と11月分の2カ月分において、北電からの請求を受け支払いをしております。

参考といたしましては、10月分が20万4,491円で、11月分が21万755円となっております。

法定点検につきましても、10月1日付で10月以降のエレベーター、消防設備等の保守契約を、それぞれの業者と町が契約を締結して支払うこととしております。

エレベーターにつきましては、株式会社日立ビルシステム北海道支店と10月から来年3月までの契約で、契約金額29万9,250円となっております。

また、消防等の法定点検につきましても、10月から3月までで、今年度既に行っているものを除いた、今後必要な点検費用として67万5,150円で、株式会社北日本設備コンサルと契約をしております。

このほかに、簡易水道の水道検査を保健所に依頼して行うこととしており、これにつきましても1万8,200円かかっておりますが、これにつきましては、12月17日に保健所の検査を終えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この委員会の中に出されている資料ですと、大体15万円ぐらいのところまで電気料金というのはとどまっているように思うのですが、ことしの7月

から19万円、そして今も20万円を超えているということなのですが、この電気代がぐっと上がったことについて、何か理由があるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えしたいと思います。

これにつきましては、以前にも瀧川議員から同じような質問を受けていたかと思いません。実は、ことし源泉ポンプの入れかえ工事を行いました。そのことが要因と思われております。以前までは15万円程度だったものが、源泉ポンプの動力部分の電気代が若干5万円程度ぐらいですかね、上がっているという現状でございます。これにつきましては、以前にもお話ししたのですが、業者には確認したのですが、今のところ原因がよくわかっていないというのが現状です。多少深さが変わったことがあります。8メートルほど以前よりも深く源泉ポンプを入れておりますので、その揚げる力が必要かということでの電気料の上がりかなというふうには理解しておりますが、確定したる原因はわかっておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 四つ目です。9月議会前に町側から提出された郊楽苑関連予算は、備品の入れかえ、補修の費用600万円余が含まれていました。入れかえ補修については、事前に町の承諾を得て行われたものでしょうか。また、これらの支払い証拠書類の確認は、どのように行われたのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

備品等の入れかえ、補修については、事前に町の承諾を得て行われたかどうか、また、証拠書類の確認はどのように行われたかという御質問でございますが、まず承諾を得て行ったかどうかという御質問ですが、施設の現状報告書としての報告を受けており、承諾を受けて行ったものではありません。

また、これらの支出証拠書類の確認はどのように行われたのかという御質問につきましては、13日の全員協議会でも御説明させていただきましたが、12月予算上程前に所管課において、領収書、請求書等の確認をしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） これも現状報告を受けたということで、双方が契約を履行していない、あくまでも契約内容は双方が履行するという必要があると思うのですけれども、片方だけの報告を受けて、その商品が入れかえられるということについて不信を持っていますし、住民の方もそれでいいのかという思いでいると思うのですけれども、このことについて契約が、内容を履行しなかった双方に契約の不備があった。契約内容を履行しなかった双方に不備があったということになると思うのですけれども、町としては、それでよしとしてこの備品についての金額を出すということを決められたのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えしたいと思います。

瀧川議員おっしゃるとおり、確認をして承諾をして行ったものではないというところにつきましては、双方不備があったのかなというふうを考えております。

ただし、以前からお話ししているとおり、今後とも継続的に郊楽苑を運営していく、だ

れが経営者となっても、あの旧交流センターを維持していくためには、財産らしきものといえますか、財産及びそういうものにつきましては、町のものとして置くという必要がございます。町のものでない場合には、持って行かれたりということになりますので、そこら辺を考慮いたしまして、今回の措置をとらせていただいたということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 600万円ほどの大きな備品が入れかえ行われたのですけれども、これまで契約を始めてから3年間の間に、この備品が入れかえられたということで、報告はあったということなのですけれども、郊楽苑から報告はあったけれども、金額的な請求というのは、町に対してこれまで、ことしになるまで全くなかったのかどうかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

請求という、書面での請求という形ではございません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 請求がなかったということなのですけれども、今回9月に請求が出てきました。9月と12月では、58万円ほどの開きがあります。また、この備品の中から物品が消えたものもあります。9月時点で、これはもう支払いが終わっているということで請求が来ていると思うので、この9月時点では、12月に50万円減ったということは、架空請求があったと思われても仕方がないような状況があったのではないかと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

これにつきましては、13日の全員協議会でも御説明したかと思いますが、備品の取り決めを甲乙両方で協議した上で決めております。以前から、第三セクターのころから、公社時代からあったものという判断と、今後郊楽苑旧交流センターを継続的に運営していくために、町のものとして置くべきものという判断の中で行われてございます。

以前は、9月の段階では、郊楽苑さんと協議した段階でいただいた請求書の中には、第三セクターのころからなかったもの、追加で買ったもの等がございましたので、これらを支払わないということで甲乙協議いたしまして、決定して減額となつてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それを架空請求であったのではないかと思われても仕方がない状況だということの発言で、例を挙げると、ソフトクリーム機の修理というのは、9月議会では11万2,980円でした。12月議会では4万5,255円と、差額として12月議会が出された金額は6万7,725円安くなっています。このことから、金額の精査という意味とか、請求したときのその金額、どうなっていたのかという思いで今の質問をしました。いいのですけれども、済みません。

これだけの違いがある、一つの器具で。そんなたくさんではないのですけれども、この一つの器具で、これだけの金額の違いがあって、そして全体では大体40%ぐらい金額の違いがざっと出てくるのですよね。かなり私としては不信に思いました。でするので、よろ

しく願います。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと係のほうで、質問に対してわかりやすくもう少し答弁を願います。ちょっと食い違いがあるのですね。ですから、もう少しきちっと答えてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えしたいと思います。

確かに9月の段階では、正式に請求書という形でいただいているわけではございません。どのぐらいそういうものに関してかかったのかというところに関して、株式会社郊楽苑さんのほうから、このぐらいの金額だということでの話を受けまして予算計上させていただいたと。ただし、御説明しているとおりに、請求書、領収書等の確認をした上で支払うということでしたので、額が確定して支払ったということでした。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） このことについては、もう終わりにしようと思うのですが、9月議会で、この予算がそのまま通って支払われていたとすれば、この金額の減というのはなかったかもしれないということで、これからもしっかり精査していただければと思います。

五つ目に移ります。これまでの契約書は不備があるということで、内容変更されることと思います。現在の契約期間は、26年3月31日までとなっていますが、その後の契約についてどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

その前に、9月議会でもし通っていたならばというお話がございました。いずれにしても、先ほど予算計上はしましたけれども、個別に支払いをするものについては、先ほど言ったように厳密に精査をして支払うべきもの、支払うべきではないもの、しっかり分けてやってきております。それはもう9月の時点でも同じでありまして、執行するに当たっては、そういう形でやってまいるということは当たり前であります。税金を使うことでもありますので、そういういい加減なことはすることは全くない、そういうことではありません。

まず、26年3月31日以降の契約について、どのように考えているかという御質問でございますが、今お尋ねのとおり、現契約書について不備がございまして、見直すということで、13日の全員協議会で新契約書案について御説明をしたところでございますが、平成26年3月31日以降のことにつきましては、現時点では、このような契約などの見直しを行いましたので、新たに公募の手続をする必要があるのではないかと考えております。

また、このような公の施設、これを将来的にも継続的に存続させる場合においては、このような賃貸借契約の方法がいいのか、その辺のところも、また、他の方法等も視野に入れながら検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 済みません、公募の必要が26年3月31日、契約期間が満了したときに公募の必要があると考えている。ちょっと聞き取りにくかったのですが、公募の必要があると考えているということでしょうか。町として、その2カ月前までに乙

に対して、このところで契約は一応解消しますということを通し入れるということになるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 当然26年3月31日で契約期間が終了する。双方、お互いに何でもなければ、これで継続していくということになりますが、先ほども言いましたように、契約書を今回いわゆる見直し変更、新しい契約書というものにするということで、御案内した、説明したところであります。したがって、そういう状況の変化があるわけでありますから、そのことについて我々も考慮しながら、今回新たに契約、3月31日以降の運営についても、再度公募をしながらということも考えていかなければならないのではないかと、これを現在我々としては思っている、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 現契約もあるのでありますが、契約内容が変わって、町の業者さんたちも参入しやすい条件が整ったのではないかと思いますので、ぜひ広く公募できるようにしていただきたいと思っております。

六つ目です。契約書の賃貸料の改定は、甲が賃貸物件に特別の費用を負担することになったとき、その他の正当な理由があるときは、賃貸料を改定することができるであります。多額の費用が町側から出ている状況があり、賃貸料の改定につながると考えますが、見解をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

賃借料の改定について、どう考えているかという御質問でございますが、瀧川議員の御質問のとおり、契約書第7条の貸付料の改定に、そのように記載されておりますが、現在の賃借料の算定は、財務会計規則及び別海町行政財産使用料条例に定められているように、土地の評価額や不動産鑑定士による評価額等を根拠として決定しております。

契約書の条文の解釈につきましては、現有施設の資産評価価値が大幅に変更になった場合、例えば増改築工事をして床面積がふえた場合だとか、今まで以上の設備にした場合、また、土地評価額が著しく変動した場合などのことを想定しております。今回のような老朽化したものを機能回復するための費用については、該当しないものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 契約内容が変わって、これから町が負担する金額も随分大きくなってくると思います。土地や建物の経年的な評価だけではなくて、改修による快適性とか、また、費用負担の増大などを計算する必要があると考えます。今の金額ですと、1カ月14万円で賃貸ということで非常に安い金額になっておりますので、このことについても、今後ぜひ検討の一つとして入れていただければと考えています。

次の質問に移ります。高校生就職のための企業援助について。

たくさんの方々が毎年進学に、就職にと町を離れていきます。就職は地元でと思っている生徒がほとんどですが、職場が見つからないという状況があるというのが進路指導の先生の説明です。人口減が著しい町としては、とても残念なことだと考えますが、見解をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） たくさんの若者の就職先が見つからない状況を、どのように考えているかということでございます。

御指摘のことにつきましては、以前から我々としても町の課題でありますし、大きな問題として認識をしているところでございます。特に若い皆さんの雇用の機会の確保につきましては、一次産業、二次産業など、すべての産業において活性化、また、発展されることが必然的に大事なことであり、雇用の創出につながるものと思っております。町といたしましても、すべての産業における振興対策を含めて、若者の皆さんの雇用機会の確保について、今後とも十分に検討し、その方向で努力をしていきたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 人材育成には時間がかかるということで、職種によっては、自分のところでは、本当に一人前にしようと思うと10年もかかるんだよなというようなお話もお聞きしました。町内の事業者には人材育成のための援助ということで、2度一般質問でお聞きしています。1度目は、「助成は全く考えていない」ということで答弁でした。「中小企業振興策の研究作業の後、提言をもとに指針を定めて、人材確保及び育成策を含めた施策を講じる方針」とも答弁されています。

2度目の質問のときには、「検討していますが、まだ実施には至っていないのが現実」という答弁でした。町内事業所は、仕事につき始めて1年、2年と経験を積み始めた若者もいると考えます。企業努力で雇用し、育てている事業所に対して、援助の方向性は今検討、努力するということなのではございますけれども、現在どのようになっているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 御質問にお答えします。

平成23年3月に別海町中小企業振興協議会、そちらから町に対しまして中小企業振興策提言書というものをいただいております。この中に、人材教育の必要性や人材の育成が提言されております。現在、瀧川議員のおっしゃっている特化した人材育成のための援助というものは、現在行っておりません。しかし、中小企業者を底支えするための利子補給、そういった事業などは、大きな意味での企業支援だと思っております。

今度とも関係団体や、今現在委員を募集しておりますが、来年1月に発足を予定しております別海町中小企業振興検討会議という会議の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 利子補給というのは、本当に企業支援だと思いますけれども、それは新たに卒業した子供たちを迎え入れなくても、企業支援というのは継続して行われるものだと思います。新たにその子供たち、別海に住み続けたいという子供たちに対して支援するということは、また企業支援といっても中身が違うと思うのですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） その御質問にお答えいたします。

若者に対する人材育成、そういったものも含めまして、検討会議の中で検討したいとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 以前にも町がとったアンケート、そして高校でもアンケートをとっているのですけれども、別海町はやっぱり自分たちにとってふるさとであって、1度外に出ても、いずれは帰ってきたいという若者が多いというのと、それから就職するのであれば、この地元で就職したいという若者が多いというのを、この間高校の先生からお聞きしました。ですので、人口がどんどん減っている中で、若者支援というのをぜひ町としても、一つの施策として入れていただきたいということを言いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、次に15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目です。災害時の住民避難についてであります。

各地域には数カ所、つまり複数の避難所等がある場合が多いわけですが、その場所について、住民への周知は十分ではないと思います。住民周知をどのように進めるか、考えをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

避難所の場所について、住民への周知をどのように進めるかという御質問でございますが、まず各地区におきます避難所の位置につきましては、地区ごとの施設位置と一覧表を掲載をしているハザードマップ、これを平成19年の作成時に全戸に配布をいたしております。それ以降、各地域での防災訓練、また、防災講話のとき、ことしの別海町防災訓練の際にも配布を行ったところであります。そのほかに本庁舎や、各支所及び連絡事務所でも希望者に配布をしているところでございます。

また、別海広報においては、本年の7月号、8月号に避難所の一覧を掲載したところでございます。

なお、ハザードマップにつきましては、来年度に見直しをすることとしておりますので、その際には再び全戸配付を予定をしておりますが、今後も定期的に広報紙掲載などを通してお知らせをしまいたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと見落としていたのかもわからないのですが、町のホームページに、この避難場所についての掲載が一時なかったように思うのですが、確認をしましたら、最近これが掲載されるようになったという前進面もあろうかというふうに思っています。ただ、防災計画の中に、こういうふうに書いていますね。場所、避難所等の周知方法として、町民に対し平時から避難所等を周知するため、避難所等表示板を避難所等

に設置するというふうになっていると理解していますが、これがどの程度行われているのか、全町的な状況についてお知らせいただきたいと思うのですね。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

避難所の表示につきましては、各施設の近傍、その施設への出入り口付近に、指定避難所であるという旨の表示をさせていただいているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私が強調したいのは、確かにそのような措置はとられているというふうに思うのですが、私が強調したいのは、防災計画にあるように、平時からそれが認識できるようにということが肝心なことだと思うのですね。そういう点では目立つように、通るたびにそこにはっきりと、そこは避難所であるというようなことについて、例えば西春別駅前であると、4カ所あるわけですね。その4カ所に、その表示が目立つように、みんなが通るたびにわかるようになっているかどうかということをお聞きしたいのです。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、議員おっしゃられたこと、大事なことだと思っています。現在の状況をもう一度しっかり現状を把握して、そして必要があれば、そういう方策も今後検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問ですけれども、住民周知の点で、町の指定避難所等と中標津警察署のホームページにある避難場所には、食い違いが生じていました。これについては、直ちに訂正する必要があると考えて、その点については、町の担当の方にもお話をしているところで、町の対応がどうなっているかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 中標津警察署のホームページについてでございますけれども、中標津警察署ホームページには、各町村の避難場所一覧表が掲載されております。

本町では、現在の最新の避難場所指定、これに変更になりました時点で、一覧表を警察署のほうに持参いたしましたして、更新していただくよう依頼をしておりましたが、議員御指摘のとおり、更新がされていない状況でございました。12月7日の日に再度中標津警察署のほうに出向きまして、早急に更新していただくよう依頼をしたところでございます。

なお、先ほど議員おっしゃられましたとおり、町のホームページにつきましては、現在最新の避難場所一覧情報を掲載しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この点は、以前にも指摘されていたことだというふうに認識しているのですが、大変役場としても忙しいのは重々理解はしているつもりなのですが、こういう大変大事な問題でありますので、一定期間放置されていたというのが事実でありますから、その点、より綿密な取り組みを期待いたします。

3番目の質問に入ります。

3番目ですが、実際に災害が起きたときに、数カ所ある避難所等のどこに避難すべきか、住民としてはとっさの判断が迫られるわけでありまして。自宅にいる場合、それから買い物している場合、あるいはもっと遠くに、住居地でないところに出向いている場合、さ

まざまな例が考えられます。それぞれの、その場所にいるときのとっさの判断が必要となってくると考えます。複数の避難場所等のどこにどのように避難するか、実際の場面では難しいことが出てくるものと思います。複数の避難場所等があることを前提にした避難訓練、防災訓練は行われているでしょうか、これらの点に関する町としての指針は持っているか、お聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 避難場所の周知についてでございますけれども、先ほど御説明した方法によるほか、避難場所及び津波避難場所の指定に伴いまして、各施設のほうには、一応表示看板等を設置しているところでございます。

このほか、町内に転入された方につきましても、転入手続の際にハザードマップを配付するなどしまして、避難所の広報には努めているところでございます。

また、防災訓練の実施の際には、事前に自主防災会等との打ち合わせを行いまして、実施地域の避難所を確認した上で、訓練または避難想定をしているところでございます。ただし、本町では避難所ごとの対象区域、どの区域の方までがどの避難所に避難する、このような区域は定めておりませんが、議員が御指摘のとおり、実際に避難を想定したときには、災害発生時に個々の住民の方がどこにいらっしゃるかというようなことが、これは想定ができないところでございますので、とにかく最寄りの避難所に避難していただくことが、一番被害の軽減につながるものと考えておりますので、このような観点からスムーズな避難がなされるように、今後とも日ごろから避難場所の広報活動等について、最善の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 対策をとるといふことでありますので、ぜひそれを具体化していただきたいと思うのですが、避難訓練というか、防災訓練の現状、これが悪いというふうに私は非難するつもりは全くないのですが、現状としては、例えば私の住んでいる地域で防災訓練が行われると。地域会館に1回集合して安否確認をして、そしてある箇所に避難するということになるわけですが、実際は違いますね。実際に災害が起きたときには、部長おっしゃられるように、最寄りの施設に避難するという。だから例えば駅前で言えば、ふれあいセンターの場合もあるだろうし、西公民館の場合もあるだろうということなのですが、そのことについて、住民は十分な理解は、まだされていないような気がします。実際の災害になったときには、そういうことだよという感じがします。これは自主防災組織が悪いとか、どこが悪いとかということじゃなくて、やっていかなければ、そのことを理解していただかなければ、あるいは周知しなければならぬ内容かと思えます。具体的な問題として、災害が実際に起きたときにはどうなのかということ、もう少しきめ細かく町として想定して、想定できない部分もちろんありますから、そこまで言いませんけれども、ある程度想定できる部分については想定して、実際の災害が起きたときにはこうだということ、よく自主防災組織等と連携しながら、協議しながら、それにふさわしい防災訓練等が必要ではないかという提起であります、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろん、今部長が答弁したように、まず避難場所の周知ですね。やっぱりこれは住民すべての人がまず認識をしてわかっていただく、そういうことが大前提だと思います。それから災害の、どういう災害に対してどういう避難行動をとるか、それらも含めて、やはりこれは訓練というのが一番そういう面では大事であります

し、訓練と同時に、それらの対処の方法もそういう中で一緒に勉強しながら、そしてまずは自分自身が安全をどうやって確保するか、そのことを含めて、やはり先ほど言いましたように、住民の皆さんの認識、意識の問題というものも大事にしながら、そして周知をしっかりとやっていく、そういうことが大事なことでありますので、いずれにしても今後、今災害に備えるということが極めて大事なことでありますので、そのことについて、今後ともしっかり住民の皆さんと一緒にやっていく、そのことを今後ともやってまいりたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長おっしゃるとおりに、避難するのは個人個人ですね、やはりね。防災計画にも明記されています。避難は、避難者みずから行うことを原則とするということでもあります。この点は非常に大事なことだと思うのですが、それをサポートするのは、やはり行政の責任であるというふうに思います。住民個々が本当に身の安全を確保できるように、日ごろからさまざまなサポートをしていく、必要な提言は行っていくということが、町長おっしゃられるように必要だと思いますので、この防災計画に沿った具体化を、ぜひさらにしていただきたいと思います。

4点目の質問に入らせていただきます。

現在避難所等に指定されているところでも、耐震強度がなく、実際上は避難所にならない、またはすべきでないところもあります。これについては精査をして、実際の状況に合わせて指定していく必要があると思いますが、この点についての町の考えをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、現在指定をしております34カ所のうち、耐震性の伴わない施設、これについては中西別の福祉館、それから中春別福祉館、上西春別中学校、それから中春別中学校、この4カ所となっております。このうち、中西別福祉館については、現在改築中でございまして、本年度中に完成をいたします。それから、中春別の福祉館については、来年度中には改築を完了させる、このような計画となっております。

また、中春別中学校につきましては平成27年度、それから上西春別中学校については平成29年度に建物の改築工事が完了する予定でございまして、おのおのその前年度に、校舎部分の改築が完了する予定となっております。

このように、整備完了までには若干の期間がかかりますが、住民避難については、地震災害だけではなくて気象災害、また、先日道内で発生をいたしました大規模な停電なども想定をされることでもありますので、状況に応じた運用方法について、地域町内会や自主防災組織の皆さんの御意見もまたお聞きをし、避難所の一時指定の解除や、また、集約も含めて検討を今後してまいります。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本的には、町長の今おっしゃられた点で理解はしますが、来年度ハザードマップを見直すということになっているようにお聞きをしました。その点、今のこと含めて、現状に合わないというのも現実にあるわけですから、数カ所ですけれどもね。その点については、住民にきちっと理解をしていただくということをさらに徹底させる新たな方法が必要だろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

5点目でありますけれども、これも実際の場面を想定していくと、なかなか難しいところがいろいろ出てくるということでお聞きをしますが、実際の災害時に避難所等に住民が避難してくるようになりますけれども、そのときの各施設の管理、それから避難者の掌握などについて、だれが指揮をとるのか、先ほども西春駅前では4カ所あるわけですね。4カ所に分散して、それぞれ避難が行われると思うのですが、それぞれの施設のところで、だれが管理の責任、だれが避難者の掌握を指揮するのかというようなことは、十分には理解できていません。その点どうなのか。それから、避難者の名簿の作成はどうするのか、どういう形でどういうふうに作成していくのか。それから、町災害対策本部などとの連絡体制はどうするのか、これもだれが指揮をとるのかということと関連してきますけれども、そういうことなどの具体的なシミュレーション等はされているかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

別海町地域防災計画におきましては、避難所の開設及び運営に際し、速やかに町職員等の指揮責任者及び補助者を配置することとしておりますけれども、大規模災害時における対応といたしましては、すべての避難施設に特定の職員等を派遣する方法には、困難があるものと考えております。このことから、避難所を開設した際には、災害時における共助の考え方から、各避難所地域の町内会及び自主防災組織の協力を得て、管理運営する方法を考えて検討していく必要があると思っております。

また、避難者名簿の作成についてですけれども、避難者自身が記入する方法や、町内会等の台帳の利用などが考えられますけれども、地域事情に応じた方法で実施することになると考えております。

しかし、先ほどお答えいたしましたとおり、災害発生時には、必ずしも自分の居住している付近の避難所に避難するとは限らず、地域住民以外の方の避難も想定されることから、名簿の作成方法に関しましては、避難者自身による記入方式が基本になるということを防災訓練の実施の際にもお伝えしているところでございます。

次に、災害対策本部との連絡体制につきましては、各避難所の電話について、災害時優先電話の指定を受けており、その旨自主防災会等にはお知らせをしております。

避難所開設時には、これら優先電話利用を含め、災害対策本部が置かれる役場担当部署と連絡を取り合うこととしております。おのおのの項目についての考え方は、御説明したとおりですが、これらを実践するためには、平時の訓練等による取り組みが必要となりますので、今後地域で行われる防災訓練の実施等に合わせて、これらの一連の流れが確認できるよう、訓練計画なども策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 避難者名簿の作成については、本人自身による記入を基本にするということは、今おっしゃられたので、その点をやはりきちっと徹底していただきたい。ただし、実際に災害が起きたときに、いろいろなことが想定されますから、なかなかかっちり絶対それじゃなくちゃいけないということも、それはある意味危険ですから、その点はそれを踏まえた形でやる必要あると思うのですが、ある程度の指針はしっかりつくっておく必要がある。ということですから、御自身による記入が基本だということと、さらに徹底していただきたいということと、それからもう既にその名簿等の準備はできていなければいけないというふうに思うのです。どの紙に書いてもいいのだけれども、住

所を書くのとか、年齢は書くのとか、そういう細かいことが出てきますわな。そういうことも含めて、シミュレーションしていくということが必要かというふうに思います。ぜひ自主防災組織等と、その点をしっかり協議していただきたいというふうに思います。

それから、連絡の関係なのですが、電話回線とか携帯電話が不通になった場合どうするのかということが、ちょっと今のお答えの中にはなかったような気がしますので、その点再度お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 連絡体制につきましては、まさしく今議員おっしゃられましとおりの有線回線、これに加えて携帯電話も不通になったという状況におきましては、支所には役場の行政防災無線等も設備はしておりますけれども、すべての避難所近郊の施設に、こういった設備が具備されていない状況でございます。海岸線につきましては、日ごろから津波等の警報が発報されることもありますので、防災無線等の配備をしておりますが、海岸線以外の地域につきましては、今のところ有線回線及び携帯電話等の連絡手段が途絶えた段階では、連絡方法が確保されていないという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） なかなか難しいところですが、そういう連絡方法が途絶えた場合どうするのかということをご想定して、計画をつくる必要があるのではないかとこのことを指摘して、次の質問に入らせていただきます。

前々から出ている問題でありまして、何度かお話をさせていただきましたけれども、内陸部の避難所の備蓄品についての検討は、どの程度進んでいるかということでもあります。検討するというお話は伺っていたのですが、その検討状況をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 災害時における備蓄品の整備につきましては、ライフラインに障害が発生した事態などを想定いたしまして、暖房、照明の確保を含めて、ただいま検討作業を進めております。

今回の道南地方におきます送電線のトラブル、これらの報道からも、これらの必要性を再認識しているところでございます。具体的には、発電機、ストーブ、照明機材等を備蓄して、緊急情報に対応可能な整備を進めるように考えておりますが、施設の大きさや想定される避難者数に応じた機材の規模や数量、それから施設に備えられている既設の暖房機器の活用なども含めまして、効率的かつ経済的な整備方法を検討してまいります。

また、食料備蓄に関しましては、以前にもお答えしましたとおり、現在海岸地域に配備しておりますものと同規模の整備を進めるということは難しいものがございますが、地域企業、商店との協定などによる用品の確保や、特に乳幼児及び高齢者の方を優先した備蓄資材の確保など、多面的な検討を行いまして、来年度に予定しております防災計画の見直し作業とあわせて、第6次別海町総合計画に位置づけ、整備計画の具体化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これも来年の防災計画の見直しの中で、これは明記されるものだと思いますので、ぜひ具体的な明記がされるようお願いをしたいと思います。一つの提案として、以前これは学校で行われていたことでありますけれども、交通の問題だとか、さまざまに今よりも大変状況が厳しい中でのことでしたから、それが必要だったことだと思

うのですが、携行食を備蓄してましたね、学校で。これは児童生徒用のその人数に合わせた携行食、乾パンであるとかそれに類したもの。それを学校給食の給食費の一部から児童生徒用としてそれは確保して、1年間過ぎたら、何もなければそれを児童生徒に還元していくというような形で、常に学校には、そういう程度なのですが、食料はあったということが長年続いていたというふうに思うのですね。だから一つの形、これがすべていいというふうには、検討していかなければいけないと思いますが、そういう方法も考えられるということでお話ししたわけですが、その点でそういうようなことが考えられないかどうかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 先ほど申し上げましたように、考え方ですとか検討の内容については、いろいろな多面的な方法があると思います。特にやはり災害弱者と言われる乳幼児、それからお年寄りについて、まず優先的に考えるべきかなということでは先ほどお答えを申し上げましたが、今議員がおっしゃられたように、それにかわる、または比較的容易に取り組める備蓄資材等の確保方法につきまして、いろいろな角度から検討を進めてまいりたいと思いますので、今時点でどの方法を取り入れるというようなお答えはちょっとできませんが、御意見を参考にしながらいろいろ検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひよろしくお願いします。

2点目の質問に入ります。

2点目ですが、介護保険制度の現状と対策についてであります。その1点目として、ことし4月から生活援助の時間短縮、報酬改定が行われたことにより、訪問時間を減らしたり、サービス内容を制限する利用者がふえた。また、ヘルパーさんは、より時間に追われ、その上給与が減額になるなど、全国的にさまざまな問題が出てきています。

町では、どのような影響が出ているか、把握されている事例等について状況をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

御質問にありましており、介護保険制度の報酬改定によりまして、平成24年4月から訪問介護の時間区分が見直されましたことで、結果として生活援助の利用者の中には、利用時間を短縮された方もおられます。

把握している事例について紹介いたしますと、別海町で生活援助を利用しておりました要介護の方、これは10名の方になりますが、これらの方につきましては、サービス担当者会議でサービス内容を精査しまして、プランを立てて対応しているということでございます。サービス内容によりましては、時間を短縮できる場合とできない場合と、こうすることで対応が異なっているという実態でございます。

御存じのとおり、今まで「30分以上60分未満」という一つの区分が、「20分以上45分未満」というふうに改正になりました。

また、もう一つは、「60分以上の区分」が「45分以上」の区分にと変更になっておりますけれども、これまで60分未満を利用されていた方は6名おります。この方々の例で申し上げますと、「60分未満」を「45分未満」に変更したという方が3名であります。

それから、同じく「60分未満」から、「新しい制度の45分以上」に変更したという方が2名おります。また、「60分未満」から「身体介護などの訪問看護と併用」に変更したという方が1名おります。

それから、これまで60分以上利用しておりました方が4名おりますが、「60分以上」から「新制度の45分以上」に変更した方が3名。「60分以上」から「45分を2回」利用に変更された方が1名という状況になっております。

このことによりまして、時間を短縮された方が、合わせて6名おられるということですが、このことにつきましては、利用者の方々のほうから特に不安とか不満は出ておらないということに聞いております。

ただ、実態としまして、サービス時間が減っておりますので、一部には家族の負担がふえたというような実態はあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町として、実態把握はされていないということではなくて、ある程度の把握はされているというふうに理解をいたしました。まだまだ部分的な把握かなというふうにも思います。

小樽市では、市全体の影響調査をしています。ぜひ全体的な状況を把握されるように、今後努力していただきたいというふうに思います。

クレームというのか、このことによって表面的に大変困っているという意見はないというようなことでしたけれども、12月6日に北海道新聞が特集を組みまして、このことについて記事を書いているのですけれども、改定のねらいは効率化だと。厚生労働省は、60分を45分にすれば、1日5件の訪問を6件にできるとし、買い物は28.7分、洗濯は16.6分という調査結果を示したが、現場はそれとおりにはいかないということで指摘をしています。回数をふやせば利用料が増すため、時間を短縮する利用者はふえたと。これはもう全国的に起こっていることですし、今部長がおっしゃられた、我が町でもそのことは出ているということでもあります。ということでもありますので、できるだけ全体的な状況を把握されるようにする必要はないかというふうに思います。再度その点でどうでしょう。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいま中村議員言われたとおり、今回の訪問介護系のサービスについて言いますと、国が効率化を図っているという流れは、確かにあるのだというふうに思います。ただ、自立支援に資する部分がどこなのかという国としての判断のもとに、やはり在宅に結びつく部分のサービス、介護報酬を今回上げるという部分で、デイサービスですとか、ただいま話題になっております訪問介護系につきましては、確かに報酬全体を見ると、区分を含めて、国の流れとしてそういう方向にあるなという感じがあります。ただ、中村議員言われましたとおり、別海町の状況の全体をと言いますと、生活援助を含めまして、今の訪問介護の関係で言いますと、大きく変化がないというのが実態です。といいますのは、予防サービスの部分は、この生活援助と身体介護の区別がありませんので、実態として、このことによって何か影響が起きたかと言いますと、単位が下がったということになります。予防のほうですね。介護予防、要支援の方々に対する部分。ですから、この部分は介護員さんの報酬にはね返るのでないかという心配は理解できますけれども、実態として同じサービスをしたとしても、事業所に収入になる部分が、

それぞれ改定で下がっているということも町のほうとしては把握をしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、国の今回の介護保険制度の報酬改定の中での、全体の中でのその一部分をとらえてみると、そういう実態になっているということは、おっしゃるとおりだと思って、今後とも町の事業所の実態等も把握しながら、利用者さんの声も聞きながら町としてもできる支援、あるいは必要な協力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ全体的な実態把握をしていただきたいと思いますが、北海道新聞は、このように記事を掲載しています。「特に独居老人への影響は深刻だ。薬の飲み忘れを確認する時間がなくなった」と話すのは、札幌市のケアマネージャー。担当するお年寄りの4人に1人は独居で、認知症の人も多く、ヘルパーは掃除、洗濯、買い物、食事の準備を家族のかわりにこなす。制度改正後は、さらに時間に追われ、先日は利用者から「財布がなくなった」と言われたが、ヘルパーと一緒に探すことができなかったと。このケアマネージャーは、「このままでは生活ではなく、生存させているだけだ」と嘆くというふうなことを現場の声としておっしゃっていますね。これが全部別海町に当てはまるかどうかというのは別ですけれども、全国的に、全道的にこういう実態が、この改定によってあらわれているのだということを踏まえた上で、実態把握に努めていただきたいというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

以前から、介護施設の経営は大変だという話を聞いています。それぞれの施設の経営が維持され、サービスが安定的に提供される必要があります。町は各施設の経営状況、抱える問題や悩みなどについては、把握する努力はされているのでしょうか、また、支援策については、どのように考えているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

町におきましては、現在地域密着型サービス事業所については、年6回の運営推進会議、これを開催をいたしまして、事業所、また、利用者の御家族の皆様等との意見交換などを実施をしております。また、各事業所の介護支援専門員の方とも、年6回の会議を通じまして、それぞれ抱える問題等々把握をいたしまして、スムーズに事業が展開できるように、町としてもそれらを共有をいたしながら適切な、また、アドバイスや相談などの対応にも努めてきております。

これまで経営面に対する支援の要望などにつきましては、特にございませんが、施設の経営が維持をされ、サービスが安定的に提供されることが重要でございますので、今後も各事業所がそれぞれ問題や悩みなどを町に安心して相談できるような仕組み、体制づくり、これも考えてまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 運営推進会議の件については、お聞きをしていたところでありますけれども、別海町の全体の運営業者さん、この介護に関する業者さんを網羅したものであるかどうかということは、ちょっと疑問があります。その点をちょっと確認したいのです。全体を網羅した、そういう懇談会等になっているか。なっていないとしたら、それはそういうものにしていくべきではないかなと考えますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 運営推進会議の開催状況といたしますか、対象の質問ですけれども、町長も申しあげましたけれども、現在町が開催しております運営推進会議は、地域密着型サービス事業所を対象にしておるということで、具体的に言いますと、いわゆる民間のグループホーム、あるいは小規模多機能型共同生活介護の施設ということでありまして、すべての事業所を対象にしているということではございません。ただ、先ほど町長も申しあげましたが、介護支援専門員、このサービス提供、いろいろな計画をつくる担当者ですが、この方々については、すべての事業所を対象にして、年6回会議を開催しておりますし、その定期の会議以外にも包括支援センターですとか、いろいろなところでそういう関係者の会議を開いた中では、実情の把握には努めているということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 部長もちょっと先ほど触れられたと思うのですが、この改定によって経営が大変、さらに状況として厳しい状況を強いられているということでありまして、別な新聞ですけれども、こんな記事があります。この改定によって、減収があったと。その減収に伴って、4月から常勤職員の給与を月2万円下げたと。非常勤の登録ヘルパーは、実働時間の減少で月収7万円から8万円の人が、月6万円を切るまでになってしまった。募集しても新しいヘルパーは集まらず、ヘルパーの資格を取るため、研修に来た人も、余りの低賃金で他業種へ移っていく、こういうふうにも嘆いている現状であります。新たな状況の中で、さらに厳しい状況を強いられている、この介護施設等の支援というものが大変急務になっているかと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいということを申し上げて、3点目に行きます。

3点目でございますが、町内業者育成と地域循環型経済の確立について御質問します。

1点目ですが、町の公共工事並びに委託事業に関して、町内業者発注率の推移を見ると、工事については、平成18年度から20年度の3年間の平均ポイントは92.19ポイント、平成21年度から平成23年度の3年間の平均ポイントは84.56ポイントと、8ポイント近く下がっています。

また、委託については、68.05から58.20と10ポイント近く下がり、その傾向はさらに大きくなっていますが、これらの原因についてどのようにとらえているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

町内業者への発注率ですけれども、これはその年の発注内容、特に工事では、発注の工事によって、このポイントが増減いたします。御質問の平成21年度から3年間の平均ポイントが大きく下がった理由は、平成21年度におきまして、規模の大きな病院建設工事を発注したためです。この工事は技術的難易度が高い工事で、技術力を特に結集する必要があるといたしまして、特定建設工事共同企業体を公募条件といたしましたが、企業体に参加した町外業者の持ち分が比較的大きかったため、町内発注率が下がったものでございます。

次に、工事に関連する委託業務ですけれども、土木設計、建築設計、地質調査など、実施に当たり、資格や業務実績等が必要なものについては、保有資格や実績などを確認した上で町外業者に発注をしております。例えば土木設計では、矢白別演習場の土砂流出対策工事調査設計など、1件で5,000万円を超える設計もあり、このような業務を町外業者に発注することが、町内業者への発注率低下の要因となっております。

御指摘の直近3年の町内業者発注率が低下した要因につきましては、これら土木建築設計業務の占める割合が高かったということにございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 原因については、ある程度理解はできるのですが、特に委託については、年々下がってきている傾向があるということでありますので、これをぜひ高めてほしいという観点で、2番目の質問にちょっと入らせていただきます。

町内業者発注率を高めることを初め、町内業者の育成を図りつつ、地域循環型の経済をより広げ、発展させていくための対策について、町はどのように考えているか、この点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

ただいま、先ほど総務部長が答弁をしたとおり、工事、また、委託業務ともに工事の種類や業務の内容などの事情から、町外業者へ発注するケースがございますが、地元業者が行えるものについては、すべて地元業者へ発注するというところにこれまでも努めてきております。

今後この方針を堅持をいたしまして、町内業者の受注率向上、これをまず図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町内業者の育成につきましては、入札時に所定の内容が具備をされた内訳書の提出などを求めまして、参加企業の積算技術を向上することで受注機会の拡大につながるように今しているところでございます。

次に、地域循環型の経済をより広げて発展させていくための対策でございますが、公共工事に限らず、酪農、水産といった一次産業で生み出されたものを、できるだけ多く別海町内で消費していく取り組みでありますとか、一次産業などで必要とされる資材などの必需品を可能な限り町内業者が受注する仕組みづくり、これらも求められていると思っております。

今後とも、このことを念頭に置きながら、行政だけで考えるのではなくて、地域循環型経済構築に向けまして、商工会を中心といたしました地元経済界の皆さんと協力をしながら今後とも検討していく、そういうことにいたしたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 中小企業振興基本条例が制定されたわけですが、中小企業振興の指針をつくることになっていました。その点については、まだ策定されず、めどは立ったということでもありますけれども、当初の計画では、ことしの5月に作成が完了することになっていたのだけれども、それがおくれたのが現実ですね。ぜひ地域経済に対する非常に厳しい状況にあるということについては、認識されていると思うのですが、より危機意識を持って取り組んでいただきたいと思えます。そういう点で、幾つか具体的な提案を申し上げます。時間がなくなりましたので、はしょった言い方になりますけれども、3点ほど提案させていただきます。

1点目は、決算審査の中でも言われたことではありますが、エコ住宅の補助してはいますが、これをさらに広げる、住宅リフォーム補助制度の創設に広げていくことはできないかということでもあります。エコ住宅に関しては、平成23年度に1,300万円の補助しましたけれども、経済効果は数十倍だというふうに数字上なっています。こういう非常に経済効果のあるものでありますから、それをさらに広げるということはどうかと。

それから、太陽光発電など、再生可能エネルギー活用を地元業者とともに進めていく、そういう積極的な援助できないかということ。

3点目でありますけれども、今出た大型の施設に対しても、地元業者が参画できるような地元業者の育成、さらに農業関連の施設建設や工事にも、地元業者がより幅広く参画できるような体制づくりを進めることはできないかと、こういうことで御提案申し上げますが、お考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、エコ住宅の対策への充実、リフォームもという話がありました。これらにつきましても、いわゆる地元業者含めて、大変効果の高いそれぞれ事業だという評価も受けておりますので、これについては、来年度予算に向けて検討していくということにしております。

また、再生エネルギーの地元の皆さんの参入というお話でございました。今それぞれ地元の皆さんも、太陽光発電含めていろいろ取り組みが現実的に行われております。それらの土地含めて、町としてできる支援についても、現実的に今させていただいておりますので、今後もそういう地元の業者が進んで取り組みたいということについては、町としてもできる限りの支援をしていく、そういうことで考えております。

それから、大型工事への対応をできる地元業者の育成、先ほども申し上げましたとおり、それぞれそういうことでやってきておりますがなかなか、先ほど病院の話もありましたけれども、それぞれそういう大型工事の、また、病院という特殊なものになりますと、いろいろそれに対応できる業者というのは限られております。そして、そういうこともありますので、いわゆる経験でありますとか、それらの対応を十分できるような業者であるとかということが必須条件にもなりますので、それらについては実績等々なかなかジョイント、そういう経験のある業者とジョイントを組むということで、なるべく地元の業者が参入できる、少しでも技術の多い参入をしていくということで、今日まで努力してきておりますが、それらを含めて今後とも、即そういう業者が育成されるということにはなりませんけれども、そういう力を徐々につけていくということも大事なことで思っております。

また、今公共事業はどんどん事業量が減ってきております。そういう中でありますので、なかなかそういうところは難しい面もありますが、いずれにいたしましてもいろいろな災害を含めて、建設、土木業者については、やはりそういう対応を含めて、必ず必要な業種でもありますので、それらを含めて、また、地域経済含めて総体的に我々も考えてまいります、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 前向きな回答もございました。また、この点での論議をさらにまた続けていきたいと思っております。ありがとうございました。

終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで1時まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1番、ラムサール条約登録湿地と観光誘致について。

本町では、野付半島・野付湾、風蓮湖がラムサール条約の登録湿地となっております。北海道内で13カ所が登録されていますが、そのうち何と7カ所が、この道東に存在しています。それだけ、この地域が特異な自然を有しているという、そして私たちはそこに寄り添い、暮らしているわけであります。

ラムサール条約では、単に水鳥の生息地としての保全だけでなく、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用を、いわゆるワイズユースを提唱しております。野付湾における北海シマエビ漁などが、これに当たることは御承知のことと思います。

条約を主に実施するのは国ということになりますが、登録湿地を有する自治体や、そこで活動するNPO、そして地域住民の役割も、また重要であるとされています。

最初の質問です。条約では湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報交換、教育、参加、啓発活動を進めることも決議していますが、このことについて、本町でのこれまでの取り組みをお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、お答えいたします。

本町でのこれまでの取り組みということで、別海町では、別海町のラムサール条約登録湿地が、御存じのとおり、平成17年11月8日付で風蓮湖・春国岱及び野付半島・野付湾として登録されております。御質問のありました人々の交流、情報交換、教育、参加、啓発活動などにつきましては、指定管理者となっております野付半島ネイチャーセンターが実施しているネイチャーツアー、それと湿地の環境保全活動の推進と住民意識の啓蒙を図ることを目的として実施しました事業に対しまして、平成18年度から環境保全啓蒙活動交付金というものを町で交付しております。それらを行いながら、町民の皆様の御協力をいただきながら環境保全に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、啓蒙交付金が交付されているということなのですが、その主な利用というか、どういうところに使われてきたか、お知らせいただけますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） ただいま18年度から交付しているという報告をしたのですが、18年度当初12団体に対しまして60万円交付しております。それから毎年継続いたしまして、24年度では3団体で13万円ほど支出しております。この中には野付半島のごみ拾いですとか、あらゆる公園とか、そういったものに対しまして、それぞれ実施がボランティア連絡協議会ですとか、尾岱沼の連合町内会、あるいはネイチャークラブというものがございまして、24年度は、その3団体に対して交付しているというところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほどネイチャーツアーなんかは、ネイチャーセンターのほうで

独自に企画しているというふうに考えますが、そうしたことに対する町としての姿勢というのですか、応援体制ですとか、それについてはどういうふうになってますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、ネイチャーツアーとかの支援をどのような形で行っているのかという御質問だと思うのですが、ただいま先ほど産業振興部長が答弁したとおり、現在ネイチャーセンターは、観光開発公社のほうに指定管理ということで実施しております。その指定管理の中で、このネイチャーツアー等の実施をしているということでございますので、そういう形での支援ということになります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それはただ単にツアーのことであって、指定管理者がやるツアーのことであって、実際のラムサール条約のさっき言った決議に関して、町としてどんなアクションをしているのかということだと思っておりますよ。これについては、単に観光だけでなく、先ほども言いましたように地域の生活ですとか、そういうものもすべて含まれてきます。だから単純な観光というだけの観点では、済まされないような状況もあると思うのですね。産業の部分もかかわってきますから。そういう意味を含めて、町としてどんな体制をとっているのか、もしかしたら今言ったみたいに観光だけと考える、そういうツアーだけ考えるのだったら、全く何もしてないような状況であるというふうに感じとられるのですけれども、そのあたりをもう一度お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ネイチャーセンターについては、今答弁ありましたように、観光開発公社を通じて、町としてネイチャーセンターのいろいろな事業に対して、町の予算をそこに投入して今事業を運営しております。その中では、単なるツアーということだけではなくて、やはり大きな仕事として、野付半島・野付湾を含めて、その豊かな自然環境でありますとか、また、貴重な昆虫、植物含めて、生態系をいろいろな多くの皆さんに知っていただくというような事業でありますとか、また、自然環境をどうやって守っていくかいろいろなことを、観光開発公社、そしてネイチャーセンターを通じて、多くの皆さんにそういうことの認識でありますとか啓発活動、それをやっているところであります、その中の一部で、もちろんツアー、全国から訪れる皆さんに、ラムサール条約登録地、野付半島・野付湾の生態系でありますとか、いろいろな自然を観光客の皆さんにもお知らせをして、そういう全国的に、観光の目的もありますし、また、自然を含めた、その中での観光のツアーの普及でありますとか、いろいろな自然環境を守るため、また、そういうことも含めて多面的に、いわゆるラムサール条約の登録地という、そういうネーミングも含めて全国に発信していくという大きな役割を、ネイチャーセンターが担っているということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 何となく、余り深くかかわってないのだなというのがよくわかりますが、なぜそういうふうに言うか、今町長は発信していくとおっしゃいましたが、町のホームページを見て、ラムサール条約という言葉が出てくるのは、ほんの1行です。よくいろいろくまなく調べてみたのですけれども、1行しか出てきません。それ以外に、もっと何か前面に出してそういうことがなされているのかなと思って探してみたのですけれど

も、どうもないですね。これは別に別海町に限らず、ほかの近隣の町村でも、要するに湿地を有する町でも同じような状況が見られます。なぜ、国際的にも非常に有名な湿地を生かして、もっと観光誘致に行かないのかな、そういう感じがするのですね。ですから、先ほどネイチャーセンターに指定管理で任せているとは言うけれども、これはきちんとそれを、湿地を有する自治体としてのビジョンがきちんとあって、それが指定管理者であるネイチャーセンターと観光開発公社と共有されているべきだと思うのです。その辺のことをお聞きしたいわけですよ。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、町との開発公社の連携、そういうことだと思いますが、いずれにいたしましても、開発公社のいわゆる社長は私がやっております。そういうことで、観光開発公社というものの存在、それからネイチャーセンター含めて尾岱沼地区、野付半島・野付湾とともに、やはり別海町の観光の拠点として我々位置づけて、今まで観光開発公社を通じてですが、いろいろな事業を展開してきております。そういう中でラムサール条約、ただそれだけではなくていろいろな海岸、例えば「えびまつり」でありますとか、また、「あきあじまつり」含めていろいろなイベントもやられてますけれども、それらも町として、そのイベントにも助成金を出してやっておりますが、それらを含めていろいろなそういうイベント等、いろいろな団体の協力もいただきながら、一体的に今観光、これからの大変大事な、これから成長をしていく産業として、観光というものを位置づけているところでありまして、そういう意味で町のホームページを通じて、まだまだそういう面ではアピールの足りないということかと思いますが、いずれにしてもそういうことも含めて全国に、また、全世界的なラムサール条約、そういうことも含めてアピールしていく、発信していくということに今後とも力を入れていく、そういう考え方でおりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 本当に本腰を入れてやってほしいなという感じなのですが、12月の11日に、この野付半島ネイチャーセンターで開館10周年と、それとラムサール条約の登録7周年のイベントが開催されました。町長もこれに参加されましたので、御存じだと思います。

このイベントは、晩秋の自然を楽しむ音楽と語りと題して、毎年ここ数年開催されています。NPOである野付半島ネイチャークラブと別海町観光開発公社が主な主催で行われております。私自身、ラムサール条約の登録の1周年のときに、このイベントに参加させていただいて、2009年以降は毎年参加させてもらっています。

常々思っていたのですけれども、本来なら町を挙げて、だからそういったNPOだとかだけじゃなくて、町を挙げてやっぱりこのラムサール条約の登録を祝ったりだとか、改めて考えたりだとか、野付半島だけでなく、別海町の全体のことをやっぱりそうやって考えていく機会になっていくべきだなと思っています。

町長は、本来であれば主催者としてあいさつしてほしかったなというふうに思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いわゆる野付、ラムサール条約登録地含めて野付半島・野付、尾岱沼含めて、先ほど言いましたように、本町の観光の拠点として位置づけながらやってきているということでございます。そういう中で、私も当然いわゆる観光には、これからも

しっかりと力を入れて、地域をこれから支えていく一つの産業として成長していくようにということで、今努力をしてくれているところでありまして、当然そういう要望にはなるべくできる限りこたえたい、このように思っておりますが、なかなか公務上そういうこともできないことも多々ありますけれども、今後ともそういう思いで、認識を持って、私も積極的にそういう場においては参加をしていきたい、こういう思いは常に持っているところでもあります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やっぱり当事者として、ぜひみんなで、もちろん町民も全部すべてそうなのですけれども、このラムサールを介しての自然とか、そういう産業ですとか、そういうことを考える場になっていけばいいなというふうに考えております。

2番目の質問になります。ラムサール条約登録湿地を前面に押し出した観光誘致に関しては、広域でとらえることが必要と感じますが、登録湿地を有する自治体間で観光誘致や保全活動について、どのような話し合いや情報交換が行われているのか、現状をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 自治体間の情報交換につきましては、ラムサール条約登録湿地があります全国で53の市町村、うち北海道では17市町村でございますけれども、それらで構成しますラムサール条約登録湿地関係市町村会議というものがございまして、この事務局は那覇市が行っているのですが、それに加盟いたしまして、学習会での情報交換、あるいはホームページの活用等によりまして啓発活動を行っているということでございます。

また、ラムサール条約登録湿地にかかわる自然系施設などで構成する北海道ラムサールネットワークというものがございまして、これは道内17の団体で構成されておまして、ちなみにこのネットワークの幹事には、当野付半島のネイチャーセンターのセンター長であります森田さんが幹事として役員になっております。これらネットワークに指定管理施設である野付半島、今言いましたが、野付半島のネイチャーセンターが加盟しております、道内における情報交換、そういったものを実施しているということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、市町村会議ですとか、北海道ラムサールネットワークですとか、そういうところで話し合われた情報というのですかね、それをどのような形で町民に公開しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今申し上げました市町村会議の中では、いろいろラムサール湿地にかかわります研修事業、予算獲得のための陳情、請願ですとか、登録湿地拡大に向けての支援・協力、そういったものを行っているのですが、先ほど申し上げましたように学習会、情報交換、あるいはホームページということで、そちらの市町村会議のほうでは、そういうホームページ等行っておりますけれども、当別海町として、独自にそういったものを、先ほど議員もおっしゃられましたように、ラムサールのそういった情報といたしますか、そういったものは掲載してないというのが実情でございまして、こういった市町村会議、先ほどのネットワーク、そういったものと別海町のホームページ、リンクさせるように今後していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ぜひそうしていただくように、よろしくをお願いします。

3番目の質問です。賢明な利用として、エコツーリズムとの融合による観光資源化について、どのような見解をお持ちか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） エコツーリズムとの融合による観光資源化につきましては、野付半島ネイチャーセンターで行っておりますネイチャーガイドによるツアー、それらを中心としまして、伝馬船を使った野付湾内のクルーズの活用や、本年6月に管内1市4町及び全日空、大手旅行代理店、それらの間で地方空港を活用した教育誘致の新たな取り組みを確立するとともに、根室地域の活性化に寄与することを目的として締結しました地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定、これらを生かして教育旅行誘致などに体験学習、そういったものを取り入れていきたいというふうに考えております。

また、エコツーリズムとは若干離れるのですが、先ほど言いました教育旅行誘致の関係ですが、本日内閣府のほうから情報が入りまして、北方領土隣接地域への修学旅行誘致事業というものも今内閣府のほうで考えておりまして、それらを検討するに当たって、今パンフレットですとか、そういったものを作成しようということ、国のほうでは進めているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） エコツーリズムに関しては、さまざまなものが含まれております。単純に野鳥の観察ですとか、それだけではなくて文化の部分、例えば伝統漁法ですとか、そういうものもエコツーリズムの中には入ってきますので、ぜひ先ほど言いましたもの、それからあとやはり産業、別海町の一次産業というのは非常にこれもエコツーリズムにつながっていくのではないかと思いますので、こういうところを生産者、あとは当事者の人たちと、かなり大変な部分ではあると思うのですけれども、協力し合って、町全体の中でエコツーリズムをつくっていきけるようなことができたらいいなというふうに考えております。

近隣の例としては、知床エコツーリズム推進協議会、これについては地域に関係する団体がしっかりしておりますので、観光施設等とリンクして、エコツーリズムのポータルサイト的な役割で、この知床エコツーリズム推進協議会は成り立っているようです。

あと、標津町にもエコツーリズムの交流推進協議会がありまして、ここでは漁業体験ですとか、そういった体験を中心としたツアーを用意して、エコツーリズムの推進を図っているようです。できれば、こうしたようにやっぱりわかりやすいところで、わかりやすい情報を発信していくということが非常に大事だと思うのですね。だから別海町ホームページ、後でまたホームページの質問もありますけれども、ホームページしっかり作り込んであるのですけれども、どこにその情報が載っているのかわからないということが非常に多いです。ですから、検索になれている人はぱっぱとできるのでしょうけれども、そうでない人たちも多いわけですから、興味を持った人が、興味を持った情報を簡単に得られるようにしていくということが大事だと思いますので、ぜひこのあたり、エコツーリズムとの融合ですとか、その辺の充実とか、それをしっかりやっていくことによって、別海町全体の観光、それから産業を見直す機会になるのではないかなというふうに考えていますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひますが、町長答弁いただけますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いずれにいたしましても、町全体でいろいろな観光資源を含めて、いろいろな資源を観光に結びつけていく、そのことが地域の活性化にもつながっていくということですので、当然そういう試みといひますか、そういうことについて、これからも力を入れていかなければならないと思ひていますし、また、1市1町だけではなかなかいろいろな観光客を呼び込むということに対しての力は弱いわけですので、1市4町の連携でありますとか、そういう近隣の市町村とも十分連携をとりながら観光資源を、やはり魅力のある観光のメニューを提示できるようなそういう工夫もこれから必要だと思ひております。このことについても、努力をしていかなければならないと思ひております。

いずれにいたしましても、それぞれ今貴重な資源でございますので、そのことについては、観光、また、地域の活性化のためにもそれを有効に活用していく、そういう方向で今後ともいろいろな関係の団体の皆さん、そしてそれに取り組んでいる皆さん、地域すべての町民の皆さんのいろいろな協力、また、そういう試みをしていただけるという環境もつくっていくということも大事でありますので、あわせて努力をしていくということで、今後とも取り組んでまいります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ぜひそれを進めていただくようにお願ひします。

別に町は主体的にやるということよりも、もう既に地域の中でいろいろな活動がされますから、それをうまくつなぎ合わせていく、そしてそういう人たちが活動しやすくするような環境をつくっていくということが、やっぱり行政の役割であると思ひますので、また、このことについては話を深めていければなというふうにお願ひしております。

次の質問に移ります。

2番目の質問です。町のホームページについて、現在町ではホームページを開設し、さまざまな行政情報を町民に伝える手段として活用されていると思ひます。情報の伝達に大切なことは、即時性と双方向性であると思ひます。近年、ソーシャルネットワークサービスの台頭により、自治体の情報公開の手段にもかなりの変化が生じてきました。

最初の質問です。2008年にリニューアルされた現在のホームページですが、年間のアクセス数、ページビュー数でも構いませんが、事業やイベント、町政全般に対する意見などの投稿数をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 町のホームページへの年間アクセス数についてでございますけれども、リニューアルしました翌年の平成21年度から平成23年度でホームページへのアクセス数、ユニークユーザー数で平均いたしますと年間10万件前後、ページビューにつきましては年間90万件前後で、本年度は前半6カ月で54万件のアクセスとなっております。

ホームページからの投稿数ですけれども、例年約50件程度の投稿が寄せられておりますが、本年度につきましては、11月末現在で51件、内容といたしましては、観光情報などの問い合わせが主で、このほかに御意見、要望などが数件寄せられているというような状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番(木嶋悦寛君) この数字について多いと考えるのか、それともまだまだというふうに考えるのか、その辺の見解をお知らせください。

○議長(渡邊政吉君) 総務部長。

○総務部長(竹中 仁君) 多いか少ないかということになりますと、決して多いほうではないと思いますし、極端に少な過ぎるというほどでもないとは思いますが、先ほど議員おっしゃいましたように、そのホームページの構造、階層ですとか、その辺の使いやすさ、そういった面から見ますと、この数字が適正な数字かどうかということについては、ちょっと判断はできかねるところでございます。

○議長(渡邊政吉君) 木嶋議員。

○1番(木嶋悦寛君) 多分そんなに多い数字ではないはずですね。それで、活発に見られているというほどでもないと思うのです。要するに、見る人は何かを期待して、情報が欲しくて見るわけです。それがやっぱりそこに的確に載っているかどうか、きちんと更新がされているかどうかというのは非常に重要な問題であると思うのです。ですから、更新がされている、あとは先ほど言いましたけれども、双方向性というのは非常に大事ですから、こちらが問いかけたことに対して、すぐ答えてくれたりだとか、タイムリーにいろいろなことがなされるのは、これは今の現在のユーザーにとってみれば、非常に大事なことなのかなというふうに考えます。

次の質問に入りますけれども、我が町の最高規範である自治基本条例には、行政と議会が町民に対し、必要な情報をわかりやすく適時に提供するとあります。町民もまた、行政や議会に対し、まちづくりに必要な情報を積極的に提供するとあります。しかし、こうした情報共有に関して、ホームページはわざわざ閲覧しなければ情報を得ることはできません。広報紙も、月に1度の発行で適時とは言えません。町民からの情報提供については、現状では積極的とは言いがたい状況にあると思います。

こうしたことを解決するために、全国の例では、ホームページをソーシャルネットワークサービスの一つであるフェイスブック化して成果を上げている自治体があります。本町でも協働のまちづくりのさらなる推進に向けて検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(渡邊政吉君) 町長。

○町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

いわゆるフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスですが、若い世代を中心に利用者が増加をしております。フェイスブックの推定利用者数につきましては、日本でも1,000万人を超えてと言われております。

また、道内でも最近フェイスブックを利用する自治体がございますが、全国的には佐賀県武雄市、この事例が各報道機関などで取り上げられていることについては承知をいたしております。

武雄市では、フェイスブック担当の選任部署を設置をして、従来のホームページをフェイスブックに完全移行するなど、まさしく先駆的な取り組みをしているところでございますが、反面、利用者への対応については、大変苦勞していることも多いようでございます。

当町でも、本年度になりまして、行政への意見募集にフェイスブックの利用について検討をしましたが、一方的に意見を求める手段として活用するには有効なものでございますが、双方向での活用には、御意見などをお願いした際の対応方法、また、使用上のルールを明確にする必要があると我々考えたところでございます。

町民の皆様からの情報提供や御意見をいただくことは、協働のまちづくりを推進していく上で、まさに有用なことだと認識しておりますが、多様な手法を導入をする際には、必要なルールの整理を行いながら、導入の可否や利活用方法を検討していかなければならないと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 町長もそのフェイスブックの実力というか、その辺はよくわかっておられると思ひます。先ほどもおっしゃられました武雄市、ここにはつながる部、フェイスブックシティ課フェイスブック係というのがあります。そこの係長と私も親交がありますので、いろいろな情報もすぐ入るのですけれども、やはり先駆的にやっている、そして突拍子もないことをやっているわけではないですね。ホームページはあるわけですから、それをうまくユーザーと町民と交流を持てるような形にしていく、それが非常にすぐれている点だなというふうに思ひます。

先ほど、一方的に情報を集めると言ひましたけれども、これはあくまでもやっぱり双方向で、重要なことは、職員全員がかかわっているということですね。武雄市では全職員にアカウント、きちんとしたフェイスブックのアカウントを取らせて、講習もして、ルールもきちんと決めてそういうことをやっています。だから先駆的にやっているところからそういうことを学んでいくことによって、ここでも十分活用できるんじゃないかなというふうに考えております。

20代から40代の若い世代が、多分そのフェイスブックですとかSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスの主なユーザーであると思ひます。反面、この世代というのは、地域活動ですとか、政治ですとか、そういうことに非常に無関心な世代でもあるというふうに考えています。そうした世代が行政に対して興味を持ったりだとか、そういうきっかけになるんじゃないかというふうに、自分もそのフェイスブックの利用者として、そういうことをすごく強く感じます。

ほぼ毎日のように、日記じゃないですけども、きょうこんなことありました、自分はこのことを感じていますということを書くことによって、ああ、あの人はこういうふうなんだとか、今こういうことが町で起こっているのだとかということが、自分の周りの人たち、友達とされる人たちもわかるのですけれども、そのまた友達もわかるわけなのです。ということは、町の情報を流すときに、ホームページというのは、確かに全世界で見れますけれども、見た人しかわからない。投稿した人は、投稿されたものはもちろんオープンではないですから、公開されているものもありますけれども、それについて責任はある程度薄いわけですね。いろいろなその言いつ放しというか、そういうことあるのですけれども、フェイスブックはオープンですから、発言にも責任が要ると。答える側も責任が要ると。そうした中の緊張感が非常にあるわけですね。もちろんタイムリーに答えられますので、そのあたり職員のスキルアップにもなるのではないかと。そういう一定のルールの中できちんと使われているという部分を前提にしての話です。

ぜひきちんとした勉強会、道内ではまだ実際にフェイスブック化しているところはないと思ひますけれども、十勝清水町なんかは、既にことしから勉強会を始めて、フェイスブック化に向けて取り組みをされているようです。ほかにもそういう動きがあるので、ぜひホームページ、今はやっぱり中がきちんと更新されない部分もかなりありますので、そうしたことをやっぱりチェックし合う上でも、しやすい環境をつくっていったりだとか、また、フェイスブックによって、例えば町の予定ですとか、スケジュール管理ですとか、

あとは連絡ですとか、そういうのもすべてできるようになってますので、職員がフェイスブック上に滞留する時間というのを極大化することによって、そうした町民からの問い合わせですとか、そういうものも十分対応できるようになるのでないかなということ、非常に効果は期待できますので、ぜひ前向きに、その導入について勉強会なり何なりをやって行ってほしいなど。もし必要があれば、そうした外部からきちんとした講師を呼んでやったりだとかということもやってほしいなどというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今おっしゃられましたとおり、利点も多々あると思っております。ただ、その対応等について、いわゆる職員、町側からの要するに回答というのは、やはり責任ある回答でなければならぬというやっぱり問題が、それをどうその担当職員の権限でありますとか、いわゆるどこまで答えられるかという、スピーディーに対応できるか、その辺のところもかなり難しい面もあります。いずれにしても、そういう先駆的な取り組みについては、我々も十分検討はしたいと思っておりますし、今現に検討させていただいたところでありますが、現在の段階においては、なかなかそういう取り入れてやっていくという状況には、まだないということでありまして、検討は今後ともいろいろな事例を参考にして、検討はさせていただきたいと思っておりますが、現在のところはそういうことには、取り組むという考え方はございません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほどの観光の話もありますけれども、やっぱりいかに情報発信するかということは、今人口をふやすということを考えるよりも、減らさないということ考えたほうがいいと思っておりますので、そうした魅力的な町をつくっていくためにも、きちんとした情報を発信していく、それで答えていくということが大事だと思いますので、今は考えてないということですが、ぜひ有志でもいいですから、何とかフェイスブック化に向けての取り組みを始めてほしいなどというふうに考えております。

では、次の質問に移ります。

町内のインターネット接続環境について。

情報通信技術が進む中で、インターネット接続環境も、より高速なブロードバンドが主流となってきました。ネット上も、ブロードバンドを前提としたサイズの大きな情報が多くを占めており、接続環境によっては閲覧やダウンロードができない、いわゆるブロードバンド難民をつくり出しています。すべての町民の情報格差を解消し、地域情報化を推進するためにも、インターネット接続環境の整備は必須であると考えます。

最初の質問です。町内でも光や高速無線LANによりブロードバンド化が進められていますが、ブロードバンド化された戸数、非ブロードバンド化の戸数をお知らせください。

また、非ブロードバンドのうち、ブロードバンド化の見込み数と時期もあわせてお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

町内のインターネット環境につきましては、平成17年ごろから町民主導による誘致活動を皮切りにADSLの開通が進みまして、現在は町内各地域で民間ブロードバンドサービスが開始されております。

また、平成19年の1月からは、別海市街地の一部で、同様に民間事業者によって光回

線によるサービスも開始されまして、市街地の高速通信回線は整いつつあります。

一方、市街地以外のADSLや光回線が利用できないエリアに対しましては、町が平成18年度から取り組んだ別海町長距離高速無線LAN事業、これによりまして平成19年5月から高速通信サービスの提供を行っており、現在基本的には、町内全域においてブロードバンド環境のインフラ基盤、これが整備されたというふうに考えてはおります。しかしながら高速無線LAN通信につきましては、これまでも御説明をしておりましたが、地形や防風林等の影響によりまして、対象地域の約2割の区域が不通エリアの状態となっております。このことから、この高速無線LAN通信の対象世帯1,546世帯、11月末現在で町内では6,363世帯がございまして、このうち約200世帯が利用困難な状態、非ブロードバンド戸数であるというふうに認識をしております。いわば6,363世帯から、このおおむね200世帯を差し引きました6,160世帯の世帯にあっては、一定程度のブロードバンド化がされているものというふうに考えております。

また、この不通エリアにおけるブロードバンド化の時期ですけれども、一斉にこれを解決するというふうになりますと、大変多額の費用を投じなければ解決できない状況にございます。試算ですけれども、恐らく10億円以上の投資が必要であろうというふうに考えております。まあ困難な問題ではありますけれども、対象世帯のニーズに応じて、個別の対応も検証しながら、全体的な対応策についても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 三つ質問あったのですけれども、今3番目のやつは、何か半分答えられてしまったかなというふうな感じが思います。個別対応、要するに非ブロードバンド化の部分ですね。高速無線LANが届かない部分についての対応なのですけれども、今は通信衛星を使ったブロードバンド、余り超高速ではないですけれども、1メガとか2メガとか、ブロードバンドを供給できるということがありますので、高速無線LANが届かない地域については、そういうことを検討していくといいかなと。1件当たり大体50万円ぐらいの設置費用でできるということですので、200世帯ですから、1,000万円ですか、多分10億円よりは、はるかに安く済むなというふうに考えてますので、1,000万円でないか、1億円か、1億円ですね。済みません、1けた間違いました。1億ですね。10億円よりは10分の1で済むということになりますし、段階的にいろいろなことをやっていく中で、費用の少なくて効果のあるものを選んでいける。今はかなりそういった技術も進んできてますので、そんなことを視野に入れながら進めていただければなというふうに思っております。

2番目の質問です。総務省では、今のことにも関連あるのですけれども、地域情報通信振興策を掲げて、地域の情報化推進を行っていますが、本町ではこの施策を活用されているのかお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 本町における活用状況ですが、まず平成19年の5月にサービスの提供を開始をいたしました別海町長距離高速無線LAN事業、これについては総務省の地域情報関連施策であります地域情報通信基盤整備推進交付金、この制度を活用し実施をした事業でございまして。その他の総務省の情報化施策を活用した事業といたしましては、平成13年度に地域イントラネット基盤施設整備事業によりまして、役場庁舎、それから出先機関及び拠点公共施設、これらを光ファイバー、無線LANなどによってネットワー

ク化しております。

また、平成9年度、ここでは先進的情報通信システムモデル都市構築事業、これによりまして御存じのマルチメディア館、この施設設置などを行っているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほど、高速無線LANの届かない地域200件についてですけれども、多分総務省のほうでは、決まった形の中でしか動けないということですし、相当な数の受給世帯がないと、それをできないというのは、これはわかっているのですけれども、そうしたことを、例えばそうした情報格差をなくすためということのために、例えば200件だけど、そうした独自のことをやりたいのだと。そうした取り組みというのを投げかけるというのですか、総務省のほうに、独自の施策になると思いますけれども、そうした働きは、今までやったことはあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 済みません、お時間をとらせました。

平成19年のこの事業を行いましたときに、今の対象外となっております活用ができないこの200戸につきまして、明らかにそのときに整備したエリアと重複をしていないということであれば考えられないことは、検討できないことはないというところまで確認をとっているという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やはり町からの持ち出しをできるだけ少なくするためにも、何がなんでもやっぱりその辺、可能性があるものでしたら進めてほしいなというふうに考えます。やはりそうした事業、施策というのはやっぱり現場の話というの、実際画一でないわけですよ。だからそういうことをきちんとぶつけていくということが、もうあらゆる事業に対して大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺をプッシュして、早い時期に、この200戸に対してブロードバンド化できるような施策をとってほしいなというふうに考えております。町長、よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろん、現在もその200戸について、何とか町としてもそういう対応ができるようにということで努力はしております。今、部長のほうから答弁したようなことも、可能性も当然追求しながら、なるべく早期にこの問題を解決していく、そのことについて努力をしていく、そのことについてはそのとおりでございますので、努力をしてみたいです。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋悦寛議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問をすべて終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

議案調査のため、12月20日の1日、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、12月20日の1日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、20日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いをいたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 1時55分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員